

**鳥取市立地区公民館**  
**新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン**

令和3年12月1日改訂版

鳥取市教育委員会 生涯学習・スポーツ課

鳥取市市民生活部 協働推進課

**目次**

1	はじめに	・・・P.1
2	感染防止のための基本的な考え方	・・・P.1
3	利用者がとるべき具体的な対策	・・・P.1
4	特に集団感染防止に注意が必要な活動について	・・・P.3
5	利用代表者へのお願い事項	・・・P.4
6	鳥取市コロナシグナルについて	・・・P.4
7	発熱等の症状がみられた場合のご相談について	・・・P.5
8	新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について	・・・P.6
	地区公民館を利用するためのチェックリスト	・・・P.7



- ・マスクを着用していても、「大声」「近距離での会話」は避け、会話は短く切り上げることが望ましいです。\*運動などの活動中においては、息苦しさや熱中症防止の観点を踏まえ、マスクをはずす場合は、密の回避、換気等の対策を講じてください。

### **(3) 手洗い・手指の消毒の徹底**

- ・手指等の消毒液等は各自でも持参し、こまめな衛生管理をお願いします。

### **(4) 換気の徹底（密閉しない）**

- ・30分に1回以上、5分間程度のこまめな換気を行ってください。
- ・換気は、可能であれば、2方向の窓（5～10 cm程度）を同時に開ける。窓が1つの場合は入口ドアを開ける。または、換気扇を回すなどの換気を行ってください。
- ・エアコン等空調はつけたままで換気を行ってください。（消したり、つけたりすることで逆に電力を消費するため）

### **(5) 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）**

部屋の使用にあたっては、人と人との接触がない程度の間隔を空けて利用できる人数で使用してください。

ただし、大声での発声等がある場合は50%以内、十分な人と人との間隔（概ね1m以上）を確保して利用してください。

### **(6) 室内で近距離での会話や身体的接触を避ける（密接しない）**

- ・会話や発声等が必要な場面でも飛沫予防のため、マスクを着用してください。
- ・直接手と手の接触を伴うことや身体的接触のある活動は、密の回避、換気等の対策を講じた上で行ってください。

### **(7) 密閉した空間で、近距離での会話、大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行う活動は行わないでください**

- ・マスクの着用、密の回避、換気等の十分な対策を講じてください。

### **(8) 利用後の換気の徹底**

- ・利用後も、部屋の整理・整頓とともに換気を行ってください。
- ・備品を使用したときは、公民館や主催者の指示に従い、使用者が消毒を行ってください。

### **(9) 上記以外の感染防止対策や衛生管理を徹底していても感染のリスクがあることをご理解のうえ、各自で充分留意してください。**

### **(10) 上記のほか、各地区公民館が感染予防のために独自に定めるルールに従ってください。**

## 4 特に集団感染防止に注意が必要な活動について

下記の活動については、飛沫感染や接触感染に対する危険が大きいため、実施の判断を慎重に行うとともに、実施する場合は感染防止対策を特に厳守してください。

また、各活動の全国協会などのガイドラインを参考にしてください。

### 特に集団感染防止に注意が必要な活動

#### (1) 室内で大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなる室内運動や行為

例・管楽器、オカリナ、尺八など強く息を吹く楽器を使用する活動

- ・合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲
- ・踊り、ダンス
- ・体操、運動（健康づくりでの軽い運動を除く。）
- ・他大きな声や呼気が激しくなる室内運動や行為

#### (2) 調理、飲食を伴う活動

#### (3) 特に活動上、密接が想定される活動

例・身体的接触を伴うダンスや運動など

具体的な対策に加え、以下の配慮も行ってください。

#### (1) 大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなる室内運動への配慮

- ・人と人の距離をできるだけ1m以上とり、対面の活動とならないよう配慮してください。
- ・感染防止のための基本的な考え方「密閉」「密集」「密接」を全て回避してください。
- ・芸術、スポーツについては、文化庁やスポーツ庁の指針などを参考に感染予防策を講じてください。

#### (2) 調理する場合の配慮

- ・調理室が混雑しないよう人数制限を行ってください。（ロビー、更衣する場合も含む）
- ・体調管理、換気、マスクの着用及び手指消毒を徹底してください。
- ・調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底してください。

#### (3) 飲食の場合の配慮

- ・飲食を行う場合は、感染防止策を実施した「飲食可能エリア」を設定することが望ましいです。
- ・座席は密着しないように適度なスペースを空けるほか、アクリル板等を設置するなどして、正面及び横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮してください。

- ・食事等でマスクを着用しないときは、会話を控えるよう、また、会話をする場合はマスクを着用するよう徹底してください。
- ・料理は大皿を避け、個々に提供してください。盛り合わせ料理などは、取り分けた状態で提供するなどの工夫をしてください。
- ・スプーン、箸、食器の共用、使い回しは避けてください。

## 5 利用代表者へのお願い事項

- (1) グループ、団体の代表者は、以下の事項のとりまとめをお願いします。
  - ① 参加者全員の氏名、連絡先を把握してください。(参加者名簿等は2週間保管)  
地区公民館職員や利用者が感染した場合や施設が感染経路となった場合など、お問い合わせをする場合がありますのでご協力ください。
  - ② 参加者の利用当日の体調を確認してください。  
発熱、風邪の症状はないか(咳、のどの痛み)、倦怠感はないか、臭覚・味覚の異常はないかなど。
- (2) 人と人が接触しない間隔がとれる人数となるよう、参加人数を分けたり減らしたりするなど、分散に努めてください。
- (3) 団体、グループ内において、このガイドラインの周知および徹底をお願いします。
- (4) 利用にあたっては、チェックリスト(P.7)を活用して確認してください。

## 6 鳥取市コロナシグナルについて(令和3年11月29日修正)

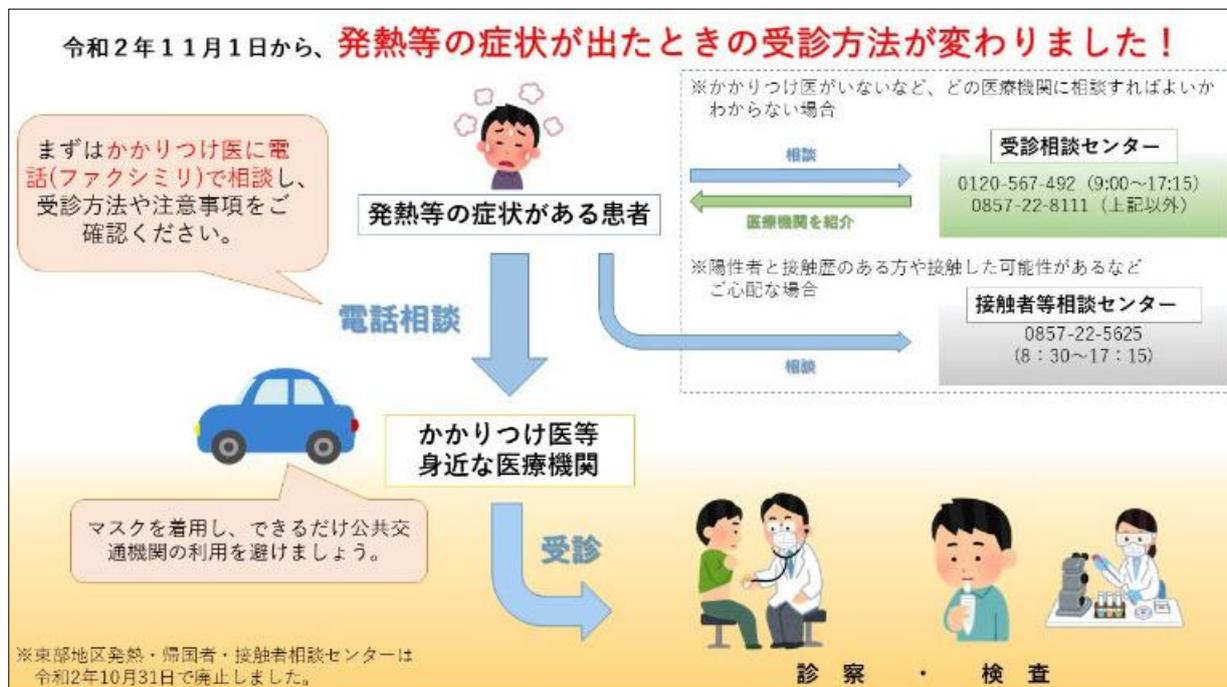
新規陽性患者の発生を市民の皆さんや関係者の皆さんと共有し、新型コロナウイルス感染症の効果的な感染防止、感染拡大防止に努めます。

シグナル	オフ(OFF)	オン(ON)
東部で新規陽性患者	なし	あり
市有施設	感染者が発症2日前以降に使用した施設は施設内の消毒が完了するまで休館とする。再開に当っては施設職員のうち濃厚接触者の陰性が確認され、感染のおそれのない運営環境を要件とする。	

- ※1 東部で新規陽性患者が確認された日の次の日から1週間新たに陽性患者が確認されない場合オフ(OFF)にする。
- ※2 シグナルの変更については、陽性患者の確認状況、行動歴などにより対応を変更する場合がある。

## 7 発熱等の症状がみられた場合のご相談について

発熱等の風邪症状がみられたときは、まずはかかりつけ医等の身近な医療機関に電話(ファクシミリ)で相談し、受診方法や注意事項をご確認ください。



### 各相談窓口

#### ◆かかりつけ医がないなど、どの医療機関に相談すればよいかわからない場合

**受診相談センター**

電話：0120-567-492 (9:00~17:15)

0857-22-8111 (上記以外)

#### ◆陽性者と接触歴のある方や接触した可能性があるなど、ご心配の場合

**接触者等相談センター**

電話：0857-22-5625 (8:30~17:15)

#### ◆新型コロナウイルス感染症に関する全般的な相談窓口

**鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課感染症・新型インフルエンザ対策室**

電話：0857-26-7153 (受付時間：午前8時30分~午後5時15分 (土日祝日を除く))

ファクシミリ：0857-26-8143 (受付時間：電話相談と同じ)

**厚生労働省電話相談窓口**

電話：0120-565653 (フリーダイヤル) (受付時間：午前9時~午後9時 (土日・祝日も))

## 8 新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

(鳥取市ウェブサイト 2021年10月15日現在掲載内容の抜粋)

新型コロナウイルス感染症について、感染された方やそのご家族、医療従事者の方々の人権への配慮が一段と大切になっています。市民の皆様におかれましては、心ない誹謗中傷や差別がおこらないよう、正しい知識や情報に基づく冷静な判断や行動をお願いいたします。

### (1) ワクチンハラスメントはやめましょう

新型コロナウイルスのワクチン接種は、ご本人の意思に基づき、受けるか受けないかを判断していただくものであり、強制するものではありません。身体的な理由やさまざまな事情により接種することができない方、接種を望まない方もいらっしゃいます。正しい知識と情報を得て、周りの人にワクチン接種を強制しないようお願いいたします。また、学校や職場、地域において、接種していない人へ、差別・偏見・いじめにつながる行為、誹謗中傷などは絶対に行わないでください。「誰か」のことではなく、「自分」のこととして考えてみるのが大切です。

### (2) 新型コロナウイルス感染症に関連する差別的取扱いの防止について

新型コロナウイルス感染症の対策を推進するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が令和3年2月3日に成立し2月13日に施行され、感染者や医療従事者の方、これらのご家族の皆さんへの差別的取扱いを防止するための規定が設けられました。本市においても、国・県と連携しながら新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見を解消するための取組を進めてまいります。市民の皆様も、この法律の趣旨をご理解のうえ、冷静な対応に努めていただくようお願いいたします。

### (3) 一人ひとりが思いやりの心を

新型コロナウイルス感染症は誰もが感染しうる病気です。不確かな情報に惑わされず、新型コロナウイルスに関する正しい情報に基づいた正しい理解を持ち、冷静に行動していただきますよう改めてお願いいたします。

私たち一人ひとりが互いを思いやるこころ・気持ちを持ち、互いを支えあって生活することが大切です。

市民の皆様お一人おひとりの、思いやりのある冷静な行動を引き続きお願いいたします。

## 新型コロナウイルス感染症予防 地区公民館を利用するためのチェックリスト

\*各団体、グループの代表者の方を中心に、自己チェックをお願いします。  
提出していただく必要はありません。

利用日		
年	月	日

**【参加者の体調確認】** \*チェックがつく項目が1つでもある方の参加は遠慮してもらってください。

No.	チェック	チェック項目
1		体温が、平熱+1度以上ある（あくまで目安です）
2		風邪症状（咳・のどの痛み）がある
3		息苦しさ（呼吸困難）の症状がある
4		強いだるさ（倦怠感）がある
5		家族など同居される方に新型コロナウイルス感染症の可能性がある

**【利用前】** \*すべてにチェックがつくようにお願いします。

No.	チェック	チェック項目
1		参加者の氏名、連絡先を把握している（2週間は保存してください）
2		マスクを正しく着用している（品質の確かな、できれば不織布）
3		手指の消毒または手洗いを行った
4		密閉にならないようこまめに換気する（30分に1回以上、2方向、5分程度）
5		人と人が接触しない人数での利用になっている（大声の発声等がある活動は収容人数の50%以内）
6		密集しないように人との距離をとっている（大声の発声等がある活動は最低1m）
7		密接しないよう、近距離での会話、身体的接触は避けている
8		<u>密閉した空間</u> での、近距離での会話、大きな声や歌うこと、呼気が激しくなるような運動は行わない

**【利用後】** \*すべてにチェックがつくようにお願いします。

No.	チェック	チェック項目
1		部屋の整理・整頓を行った
2		利用した備品の消毒を行った
3		換気を行った（次の方が気持ちよく利用できるように）

\*上記のほか、各地区公民館が感染予防のために独自に定めるルールに従ってください。